

Title	ニクソン政権期の生物・化学兵器軍縮にみる核抑止との連関
Author(s)	日高, 薫
Citation	国際公共政策研究. 25(1) P.47-P.61
Issue Date	2020-09
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/77125
DOI	10.18910/77125
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ニクソン政権期の生物・化学兵器軍縮にみる核抑止との連関

Linkage between Chemical and Biological Weapons Disarmament and Nuclear Deterrence in the Nixon Administration

日高薫*

Kaoru HIDAKA*

投稿論文

初稿受付日 2020年4月6日 採択決定日 2020年6月8日

Abstract

On November 25, 1969, United States President Richard Nixon issued National Security Decision Memorandum 35, which declared that the United States would renounce its offensive biological warfare programs and first use of chemical weapons. Why did the Nixon administration decide to unilaterally restrict chemical and biological weapons? Previous works have stressed the normative pressure and reputational costs of the Vietnam War. However, given the fact that biological weapons had not been used in the war, the difference in the treatment of chemicals and biologicals remains unclear. To address this problem, this article focuses on the role of nuclear weapons in the chemical and biological disarmament. For the Nixon administration, chemical weapons had utility in terms of complementing the nuclear deterrence as the “middle-level option.” Biological weapons offered options on the same strategic level as nuclear weapons and thus were regarded as redundant. The findings of this article suggest it is important to consider the linkage between policies on Weapons of Mass Destruction, which has not often been a subject of attention in disarmament literature.

キーワード : 大量破壊兵器、軍縮、生物兵器、化学兵器、ニクソン政権

Keywords : Weapons of Mass Destruction, Disarmament, Biological Weapons, Chemical Weapons, Nixon Administration

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科招聘研究員

1. はじめに

1969年11月25日、米国大統領のリチャード・ニクソン (Richard Nixon) は NSDM (National Security Decision Memorandum: 国家安全保障決定覚書) 35 を発布し、化学兵器 (Chemical Weapons: CW) の先制使用、および生物兵器 (Biological Weapons: BW) のあらゆる使用を自発的に停止し、貯蔵している全ての BW を廃棄する宣言を行った¹。東西冷戦下の当時、生物化学兵器 (Chemical and Biological Weapons: CBW) 能力に関してはソ連が米国を圧倒していると目されていたなかで、ニクソン政権が敢えてこのような決断を下したのはなぜだろうか。

従来、ニクソン政権の決断は同時期のヴェトナム戦争の影響という文脈から理解されてきた。すなわち、枯葉剤・催涙ガスをはじめとする CBW の使用に対する国内外からの非難の増大により、CBW 能力を制限することでこれに対応せざるを得なかった、との解釈である。しかしながら、NSDM35 では、ヴェトナム戦争で実際に使用された CW が先制不使用に留まった一方で、使用されていない BW が事実上の全面廃棄にされている。加えて、そもそも NSDM35 では、ヴェトナム戦争を通じて世論の非難が最も集中していたはずの枯葉剤・催涙ガスが規制の対象になっていない。そのため、NSDM35 の発布後、ニクソン大統領の科学顧問であったデュブリッジ (Lee Dubridge) は、同宣言がむしろ「ヴェトナムにおける催涙ガス・枯葉剤の使用に対する国内外からの激しい非難を再燃させた」ことを指摘している²。こうした点を考慮すると、ニクソン政権の決断を「評判費用への対応」という説明に帰着させることは、必ずしも説得的とは言えない。

他方、CW よりも BW に厳しい軍縮措置となったのは、単に BW が「使えない」兵器だったからではないか、という考え方もできる。実際に、第一次世界大戦でその脅威を知らしめた CW と比較して、戦場で殆ど使用された例のない BW の軍事的有用性は限定的である、との見方は軍縮論において比較的多く見られるものである³。しかし、1969年当時の実際の政策決定過程における議論を見てみると、必ずしも BW がそれ自体として軍事的有用性に乏しい兵器であるとみなされていたとは言いきれない。たとえば、ニクソン政権は NSDM35 発布に至る過程で、NSSM (National Security Study Memorandum: 国家安全保障研究覚書) 59 に基づく CBW 政策レビューを実施しているが、その際に提出された JCS (Joint Chiefs of Staff: 統合参謀本部) の報告書では、BW は戦場における信頼性・制御性に優れており、従って米国の攻撃的 BW 能力は維持・拡大されるべきである、と結論づけられているのである⁴。

NSDM35 は、軍事大国である米国が自発的に大量破壊兵器 (Weapons of Mass Destruction: WMD) の一種である BW の廃棄を打ち出したという点で、軍縮論上面期的な事例である。この米国の決断により、二年後の 1971 年には国連総会で生物兵器禁止条約が採択されることになる。従って、その政策決定を解明することの意義は大きいといえるだろう。しかしながら、そのような重要事例であるにもかかわらず、ニクソン政権が下した決断について先行研究では十分な説明がなされていない。

¹ 一般に、BW とは生物剤 (病原体や毒素) を武力行使の手段として利用する目的で製造した兵器を、CW とは戦争用化学剤を散布できる兵器を指す。イメージを喚起するため平易に述べるならば、「細菌」「ウイルス」「リケッチャ」のような生命体の中で増殖するものが BW (ただし「毒素」は生命体由来であるが増殖はしないため例外) であり、毒性化学物質、いわゆる「毒ガス」にあたるものが CW である。より正確・詳細な定義については生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約を参照のこと (ただし、本稿が扱う 1969年当時はいずれの条約も存在していなかったため、当事者の認識としては上述の定義で十分と思われる)。

² “Memorandum for Dr. Henry A. Kissinger,” December 22 1969, “Chemical, Biological Warfare (2)” Folder, Box 310, National Security Council Files, Subject Files, Nixon Presidential Library, Yorba Linda, California (hereafter cited as NL).

³ Stockholm International Peace Research Institute, *The Problem of Chemical and Biological Warfare: A Study of the Historical, Technical, Military, Legal and Political Aspects of CBW, and Possible Disarmament Measures Vol. I* (New York: Humanities Press, 1973), p.87.

⁴ Forrest Frank, *U.S. Arms Control Policymaking: The 1972 Biological Weapons Convention Case* (Ph.D. Dissertation, Stanford University, 1974), p.115.

そこで本稿では、従来の研究が看過してきた「CBW と核兵器との関係性」という切り口から NSDM35 の発布に至る政策決定過程を見ていくことで、上記の問いに答えたい。具体的には、以下の主張を提示する。すなわち、ニクソン政権にとって、CW は核抑止を補完する「核未満」のオプションとして有用性が認められた一方で、BW については核と同等の戦略レベルの兵器として認識されていた。それゆえ、核兵器を保有している以上、BW は「余剰 (redundant)」な兵器として廃棄されることとなったのである。議論のポイントは、BW がそれ自体として軍事的有用性が低いと認識されたということではなく、戦略兵器としての位置づけが核兵器と重複してしまったがゆえに、より優れた核兵器に対して BW は不要と判断されることになったという点である。

本稿の先行研究への貢献は、大きく以下の三点にまとめられる。第一に、CBW の軍縮を核兵器との関連から説明するという視点である。従来の軍縮論において、CBW 研究と核研究はともに WMD という同一のカテゴリにありながら、互いに別個に議論される傾向にあった。これに対して本研究は、CBW 軍縮を理解するためには核抑止という要素を考慮する必要がある、ということを示すものである。すなわち、CBW と核兵器の連関という新たな視座を持ち込む点で、既存の軍縮論にはない独自性を有する。

第二に、CW と BW の切り分けという視点である。従来の軍縮論において、両兵器は「CBW」として一括りに論じられる傾向にあった。その背景には、WMD のなかでも核兵器に研究者の関心が集中してしまったために、言わばその補集合として CBW が位置づけられたことで、CW と BW の違いにまではさほど注目が集まらなかったという事情が指摘できる。これに対して本稿では、ニクソン政権による NSDM35 の発布に至る政策決定過程を追うことで、当事者たちが CW と BW の違いをどのように認識していたのかを明らかにしていく。具体的には、「核抑止との補完性」という切り口によって両兵器の位置づけが大きく異なっていたことを示す。NSDM35 は、それまで「CBW」として同一視されてきた CW と BW が政策決定者たちによって別々の兵器として明示的に区分されていくひとつのきっかけとなった軍縮措置であることから、その起源を明らかにすることのインプリケーションは大きいと言える。

第三に、実証面での貢献が挙げられる。ニクソン政権期を対象とした核研究・CBW 研究ではそれぞれ優れた実証分析が個別に蓄積されてきているものの⁵、それらの兵器どうしが当事者たちによってどのような関係性で位置づけられ、そしてそれぞれの政策が互いにどのような影響を及ぼし合っていたかという点は解明されてきていない。より具体的に言えば、「核軍縮・軍備管理の交渉過程において CBW がどのように扱われていたか」「CBW に関する政策決定過程において核兵器がどのように扱われていたか」といった、兵器横断的な視点での実証作業は行われてきていない。それは既述のように、核研究と CBW 研究が別個に蓄積されてきたため、そのような発想自体が先行研究には乏しかったという理由によるものである。これに対して本稿は、CBW 軍縮の政策決定過程を核抑止との関係性から一次資料に基づいて実証的に明らかにするという点で、実証作業上も大きな独自性を有する。なお、WMD の不拡散分野ではデータセットの整備に伴い核兵器・CBW をともに組み込んだ計量分析もみられるものの⁶、後続研究は手薄であり、個別事例を詳細に扱ったものはニクソン政権期に限らず皆無に近い。WMD の軍縮・不拡散は N が少なく計量分析にはどうしても限界がつかまとうことから、本

⁵ David Tal, ““Absolutes” and “Stages” in the Making and Application of Nixon’s SALT Policy,” *Diplomatic History* 37(5), 2013, pp.1090-1116; Jonathan Tucker, “A Farewell to Germs: The U.S. Renunciation of Biological and Toxin Warfare, 1969–70,” *International Security* 27(1), 2002, pp.107-148.

⁶ Michael Horowitz and Neil Narang, “Poor Man’s Atomic Bomb? Exploring the Relationship between “Weapons of Mass Destruction,”” *Journal of Conflict Resolution*, 58(3), 2014, pp.509-535.

研究によるニクソン政権期の政策決定に関する過程追跡がそうした既存の定量的な知見にもたらす影響も大きいと考えられる。

以下ではまず、次節で先行研究を整理したうえで、本稿の視点について述べたあと、第三節でニクソン政権の政策決定過程を実証的に見ていくこととしたい。

2. 先行研究の整理と本稿の視点

2.1 : 軍縮研究と NSDM35

ニクソン政権が NSDM35 にて行った CBW 軍縮措置に対する先行研究の見解は、以下の四つに大別される。

第一に、冒頭でも触れたヴェトナム戦争の影響である⁷。軍縮論一般の言葉遣いで言えば、国際的な反 CBW 規範の醸成という規範要因、ないしはそれに伴う国内外からの非難の増大という評判費用が、ニクソン政権に CBW 軍縮措置を採らしめたという見方である。しかしながら、既に述べたように、そもそも NSDM35 では CW の先制不使用方針を確認しつつ、催涙ガス及び枯葉剤については例外扱いとしている。ヴェトナム戦争での使用により最も強い非難を浴びており、従って評判コストが高いはずのこれら兵器が規制対象から除外されていることを考えると、国際的評判や国内世論といった要因から NSDM35 の発布、そしてそこにおける CW と BW の扱いの違いを説明することは困難であると言えよう。

第二に、デタントによる安全保障上の脅威の低下が挙げられる⁸。同時期のデタントという冷戦構造の影響により対ソ脅威認識が低下していたのであれば、それに伴い軍縮措置が採られることは何も不自然ではない、という解釈である。しかしながら、この立場もまた CW と BW の違いについて説明できないことに加え、政策決定過程における当事者の言動と照らし合わせると、説得的であるとは言い難い。たとえば、NSSM59 における NSC の報告書では「欧州においてソ連の CW 攻撃・防御能力は米国を圧倒している」との危機感が示されている⁹。同様に、JCS 議長のホイーラー (Earle Wheeler) は NSSM59 における NSC 会合にて、もし米国が BW を失いソ連の BW 攻撃に反撃できなくなれば「壊滅的状況を招く」と説いている¹⁰。このように、実際の当事者の発言からは、ニクソン政権ではむしろソ連の CBW 能力への脅威認識が一貫して強く意識されていたことが窺えるのである。

第三に、軍やニクソン個人の思惑といった国内的な要因に着目した見方も存在する。すなわち、ヴェトナム戦争や同時期に国内で多発していた不祥事によって国内的信頼を失墜させていた軍による評判回復・非難回避の意図¹¹、あるいはニクソンが自身の平和的イメージを確立しようと考えていたという側面¹²が NSDM35 に結実したという立場である。しかし、これらの見解にもやはり実証上の疑問が残る。例えば、軍はそもそも NSDM35 による CBW 軍縮には当初より反対の立場を採っていた。

⁷ Tucker (2002); Jonathan Tucker and Erin Mahan, "President Nixon's Decision to Renounce the U.S. Offensive Biological Weapons Program," in Paul Bernstein (ed.) *Center for the Study of Weapons of Mass Destruction Case Study Series* (Washington, DC: National Defense University Press, 2009); David Goldman, "The Generals and the Germs: The Army Leadership's Response to Nixon's Review of Chemical and Biological Warfare Policies in 1969," *Journal of Military History*, 73(2), 2009, pp.531-569.

⁸ Keith Nelson, *The Making of Detente: Soviet-American Relations in the Shadow of Vietnam* (Baltimore, MD: The Johns Hopkins University Press, 2005).

⁹ "Analytical Summary Prepared by the National Security Council Staff," No date, "Review Group Meeting- NSSM59 CW and BW" Folder, Box H-40, National Security Council Institutional ("H") Files, Meeting Files (1969-1974), NL.

¹⁰ Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Documents on Arms Control and Nonproliferation, 1969-1972 (hereafter cited as FRUS), Document 161.

¹¹ Goldman (2009).

¹² Tucker (2002); Tucker and Mahan (2009).

NSSM59の最終局面では、NSDM35 発布直前の NSC 会合に至っても、JCS は BW の「貯蔵を維持し、必要とあれば生産に移れるオプションを残しておかなければならない」と主張して廃棄に反対している¹³。また、ニクソン個人の政治イメージへの関心についても、NSSM59 においてニクソンが積極的に関与したという形跡は外交史料からは見出せない。むしろ、イニシアティブを採っていたのは当時の国防長官のレアード (Melvin Laird) や国家安全保障問題大統領補佐官のキッシンジャー (Henry Kissinger) であって、後の実証部でも示すように、ニクソンの最終決断も報告書を取りまとめたキッシンジャーからの覚書に沿った内容となっている。そして、キッシンジャーを中心とした NSSM59 の検討過程では、軍事面での CBW の有用性・必要性が集中的な議題となっていることから、ニクソン個人要因が NSDM35 をもたらしたとの議論は説得的とは言い難い。さらに、これらの軍や大統領個人の政治的誘因に依拠した説明では、依然として本稿の問題関心である CW と BW の扱いの違いについても十分な説明を与えることが出来ない。

以上みたように、先行研究の見解は本稿の問いに対して十分な説明を与えることが出来ていない。そこで本稿では、これまでの研究に欠けていた視点として、CBW の軍縮を核抑止との関連性から分析することで、NSDM35 に至るニクソン政権の政策決定過程を辿っていきたいと考える。以下では、CBW と核兵器との関係性が軍縮論においてどのように扱われてきたのかという点を確認したうえで、本稿の主張について述べる。

2.2 : 「貧者の核兵器」としての CBW

軍縮論における WMD 研究では、既に述べたように核兵器と CBW が別個に分析される傾向にあった。とりわけ核兵器への研究関心の集中により、CBW については「核兵器の軍縮ないしは拡散をもたらす要因が、CBW のそれにも当てはまるか」というような問い立ての下、言わば核研究を後追いつける格好で分析が積み重ねられてきた側面がある。従って、CBW 軍縮に対して核兵器という要素そのものが及ぼす影響については殆ど分析がなされてきていない¹⁴。

その背景には、いわゆる「貧者の核兵器」論の存在を指摘することができる。「貧者の核兵器」論とは、CBW を「核開発を志向するアクターにとっての安価な代替兵器」とであると見なすものである。すなわち、核兵器は開発コストが極めて高いがゆえに、核保有を望む多くの国家にとっては国力的・技術的に手が出ない。そういった「貧者」として、CBW は同じ WMD でありながら開発コストが比較にならないほど安価であるため、軍事的有用性としてはやや目劣りするものの、核兵器の代替品として魅力的なオプションとなる。

このように、「貧者の核兵器」論は核兵器と CBW についての一定の関係性を示唆する議論となっている。例えば、CBW が「貧者の核兵器」なのであれば、「核保有は CBW 軍縮をもたらす」ということが考えられる。なぜなら、核兵器を手に入れた国家にとっては、もはや代替品に過ぎない CBW は不要となるためである。

しかしながら、「貧者の核兵器」という言い回し自体は、元々はメルク・アンド・カンパニー創設者のジョージ・メルク (George Merck) による造語であって、これまで特に学術的検証に付されてきたわけではない。にもかかわらず、「貧者の核兵器」論は、WMD 研究において広く共有されるに至っており、特に政策研究や現状分析においては、これを半ば無意識的に前提としたうえで CBW 拡散の脅

¹³ FRUS, Document 161.

¹⁴ なお、例外的な研究として、核兵器・CW・BW の拡散の相互作用を計量的に分析した Horowitz and Narang (2014) が挙げられる。が、その結論は依然として後述の「貧者の核兵器」としての CBW、という立場を追認したものとなっており、核兵器との関係性という点で CW と BW は特段区別されていない。

威などが語られることも多い¹⁵。結果として、先行研究では CBW と核兵器の関係性について「貧者の核兵器」という単純化されたメタファー以上の考察が、理論的にも実証的にもほとんど深められてこなかったのである。

2.3 : 核兵器との関係性からみた CW と BW の違い

以上見たように、核兵器と CBW の関係性を「貧者の核兵器」との単純化された構図に帰してしまっただけでは、依然として検討の余地が大きいと言える。とりわけ本稿の問題関心に照らして着目したいのは、「貧者の核兵器」論もやはり CBW を一括りにして論じており、CW と BW が核兵器との関係において「より安価な代替品」として特に区別されることなく位置づけられているという点である。

これに対して本稿では、核兵器との関係性は CW と BW で異なるものとする。具体的には、BW はその「大量破壊性」という点で核兵器と同様の戦略的兵器としての側面が認められるが、一方で CW はむしろ戦術兵器としての特徴が強いため、(戦術核などの技術的進展による影響は時代ごとにあるにせよ、) 軍事的有用性という点で核兵器とは異なる位置づけにあると考える。実際に、例えば米国の国防長官府は 1997 年の報告書において、BW が「致死性の点で、あらゆる兵器の中で最大の潜在力を有している」と認めている¹⁶。一方で、1993 年の米国議会技術事務局の推計では、ワシントン DC で 1,000 キログラムのサリン (化学剤) を航空機から散布した場合には最適な気象条件下で 3,000~8,000 人が死亡する可能性があるが、炭疽菌であれば僅か 100 キログラムで 100 万~300 万人を殺傷できるとされている¹⁷。すなわち、CW と BW の間で、大量破壊能力という点では明確な差異があるということが指摘されているのである。こうした特性から、BW は「もっとも致命的な化学剤より威力があり、あらゆる兵器システムの搭載物の中で重量あたりのカバー面積が最も広い¹⁸」という点で、CW と比較して潜在的には戦略的兵器としての有用性が高いものと考えられる。

このことは、BW と CW の間で「どちらがより有用な兵器か」という議論をもたらすものではなく、純粋に兵器間で用途が異なることを示唆しているに過ぎない。しかし、米国のような核保有国にとっての両兵器の位置づけという点では、そうした違いは重要な帰結をもたらすことになる。なぜなら、核兵器と比較した場合に、同じ戦略的兵器としての BW は核兵器と位置づけが重複することになるからである。そして、BW はその軍事的特質として大量破壊効果が現れるまで時間がかかること、ワクチン等での防御措置が可能であること、気象条件等に影響される不安定性などを考慮すると、とりわけ抑止効果という観点では核兵器と比較して有用であるとは言い難い。一方、CW の場合は、例えば化学剤の使い分けや効果の質をコントロールすることで、敵に与える損害の程度を調整しやすいという特性を有していることから、核兵器の応酬が想定されるようなケースよりも小規模な対立状況や外的脅威に対しては、核兵器とは異なる有用性が認められる。より具体的には、CW による脅威に対しては、核能力で対応するよりも同じ CW による抑止・報復能力を維持する方が、エスカレーションを防止するという意味でも有用であると想定される。

以上の考察を踏まえると、核保有国である米国の文脈において、核抑止を補完してくれる兵器とし

¹⁵ たとえば、Seth Baum, "Deterrence, without Nuclear Winter," *Bulletin of the Atomic Scientists*, March 9, 2015; Neil Livingstone and Joseph Douglass Jr., *CBW, the Poor Man's Atomic Bomb* (Cambridge, Mass: Institute for Foreign Policy Analysis, 1984).

¹⁶ Office of the Secretary of Defense, *Proliferation: Threat and Response* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1997), p.81.

¹⁷ Office of Technology Assessment, *Proliferation of Weapons of Mass Destruction: Assessing the Risks* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1993), p.54.

¹⁸ エドワード・スピアーズ (上原ゆうこ訳) 『化学・生物兵器の歴史』東洋書林、2012年、20頁。

てより有用性が高いのは「核未満」のオプションとして位置づけられる CW であると考えられる。とりわけケネディ政権以降の柔軟反応戦略においては、各段階の脅威に合わせて適切な規模での報復能力が求められたことから、CW の軍事的特質は核戦略と親和性の高いものとなっていた。本稿は、このような核兵器との関係性からみた BW と CW の違いが、NSSM59 を通じてニクソン政権の政策決定者たちに共有されていった結果として、NSDM35 における CW の先制不使用と BW の全面廃棄という政策決定がもたらされた、との立場に立つ。すなわち、先行研究が指摘するようなヴェトナム戦争の影響による国内外からの圧力といった政治外交的考慮よりも、核兵器との関係性という軍事的考慮に基づいて政策決定がなされていたという解釈である。

以上の考察を念頭に、次節では NSSM59 における議論を「CW・BW と核兵器との関係性」に焦点を当てて検討していきたい。具体的には、キッシンジャーらニクソン政権の政策決定者たちにより戦略兵器として位置づけられた BW は、核抑止と重複するがゆえに「余剰」な兵器であると判断された一方で、CW は戦術レベルの兵器として核抑止を補完する有用性を持つ兵器であると認識され、その結果として BW の廃棄と CW の保有継続がもたらされたのだということを示す。資料は主に、ニクソン大統領図書館で収集した外交史料、FRUS (Foreign Relations of the United States)、当時の報道資料および関連する二次文献を用いる。

3. NSSM59 における CW・BW と核抑止

3.1 : NSSM59 の開始

本項ではまず、NSSM59 が開始されるに至る経緯を確認し、その主眼が政治・外交面での考慮ではなく本稿の着目するような軍事的有用性に置かれていたということ、そして CW と BW の切り分けという本稿の着眼が実際に政策決定者にも重要な点として認識されていたということを示したい。

1969年1月20日に発足したニクソン政権は、発足直後より国内外からの CBW をめぐる批判に晒されていた。国際的には既にジョンソン政権期よりヴェトナム戦争における枯葉剤と催涙ガスの使用に対して非難が強まっており、特に1964年以降はソ連をはじめ東側同盟諸国が「1925年のジュネーブ議定書への違反ではないか」とする発言を繰り返していた。また、国内的にも政権発足直後の1969年2月4日に報道された2つの不祥事(ダグウェイ羊事件、CHASE 作戦)によって、CBW への否定的な世論が強まっていた¹⁹。このような国内外からの CBW に対する非難を受けて、国防長官のレアードは1969年4月30日、国家安全保障問題担当補佐官のキッシンジャーに対して CBW に関する政策レビューを実施する必要性を訴えている²⁰。レアードは請願にあたって「米国の CBW プログラムの構造」「同プログラムに関連する米国の国家政策」「生物化学戦に関する活動についての世論対応」の三つを検討項目として挙げて、CBW 問題を「早い時期に NSC において取り扱うことが妥当である」として「NSC での早期検討を促すために、至急必要な調査・レビューを開始することを提案」した。レアードからの請願を受けて、キッシンジャーは5月9日、レアードの懸念を「完全に共有」する旨返答しており²¹、政策レビューはニクソンの承認によって同年5月28日に NSSM59 として実施されることとなった。

尤も、レアードがこのように政策レビューの必要性を説いた背景には、ヴェトナム戦争の影響によ

¹⁹ ジョナサン・タッカー(内山常雄訳)『神経ガス戦争の世界史—第一次世界大戦からアル=カイダまで』みすず書房、2008年、197-202頁。

²⁰ FRUS, Document 139.

²¹ Goldman (2009), p.542.

る国内外からの圧力という要因のほかに、そもそも米国としてこうした CBW に関する包括的な政策レビューが過去 15 年以上行われてきていなかったという事情があった²²。そのため、CW については第一次世界大戦、BW については第二次世界大戦よりプログラムが開始されてきたにもかかわらず、政策決定者からすると「BW・CW いずれの分野においても国家政策というものが確立されてきていない」との懸念があったのである²³。実際に、陸軍の側からもレアードに対して、着任直後より「CBW に関して何らかの政策を打ち出す前に、まずは政策レビューを指示すべき」との訴えがあったとされる²⁴。すなわちここでは、ヴェトナム戦争の影響をはじめとする政治的考慮のみから（あるいは軍事面での深い検討をすることなく）政策決定が下されてしまうことへの懸念から政策レビューの必要性が認識されていたことが窺える。

実際に、NSSM59 において検討項目として挙げられたのは、(1)米国および同盟国に対する（CBW による）脅威の性質、およびその脅威に対抗するために採りうる選択肢、(2)致死性・非致死性の CBW を展開しうる状況およびその有用性、(3)使用・実験・貯蔵に関する運用概念、(4)研究開発の目的、(5)致死性と非致死性の CBW の違い、(6)軍備管理における米国の立ち位置、の六点であり、最後の項目を除く五項目が軍事面での検討を指示する内容であることから、先行研究が重視する政治・外交面での考慮がその主眼ではなかったということが分かる。

このことは、当時の政策決定者の言動からも見て取ることが可能である。例えば、NSSM59 の開始後も、国内的には陸軍が 1966 年～69 年にかけて行った CW の大気中放出実験の概要が下院議会で暴露され、その 1 週間後には、7 月 8 日に沖縄基地で米軍人がサリンを浴びる事故を起こしていたことが報道されるなど、再び CBW、とりわけ CW に対する世論の否定的感情が増大していたと言える²⁵。にもかかわらず、沖縄における事件発覚の 10 日後の 7 月 28 日、レアードは、CBW 能力においてソ連が米国を圧倒しているとの危機感を示したうえで、「CBW が使用されないようにするためには、それらを使用する能力を保持しなければならない」と強弁し抑止政策のための CBW の必要性を説いて、米国として攻撃的 CBW の拡大を継続していく方針を明らかにしているのである²⁶。

あるいは、NSSM59 の過程でレアードは、軍事的検討に関する報告書の差し戻しを指示して提出期限を一カ月延長することをキッシンジャーに具申しているが、この提案は国務省や国連代表部から強く非難されている。例えば、国務省政治軍事局次長のスパイアーズ (Ronald Spiers) はキッシンジャーに対して、レビュー期限の延長は「9 月中旬から予定されていた国連総会に深刻な問題をもたらす」「政策が存在しない状況では、疑いようもなく、国連総会において米国にとって満足のいく結果を得ることは難しくなる」「議会からも批判されることだろう」などと懸念を示している²⁷。また、国連代表部のヨスト (Charles Yost) も同様に、キッシンジャーに対して「我々は当然ながら、レビューが完了していないという事実により（国連交渉において）ハンディキャップを負っている」と述べて不満を示している²⁸。このような強い抵抗にもかかわらず、キッシンジャーは最終的に報告書の提出期限延長を認めており、政治外交的利害よりも軍事的有用性についての判断を重んじていることが分かる²⁹。レアードやキッシンジャーによるこうした姿勢は、ニクソン政権が必ずしも規範や評判費用へ

²² “Telecon Secretary Laird,” November 18, 1969, “Telephone Conversation ChronFile (1)” Folder, Box 3, Henry A. Kissinger Telephone Conversation Transcripts (Telcons), Chronological File, NL.

²³ FRUS, Document 156.

²⁴ Frank (1974), pp.106-107.

²⁵ *Wall Street Journal*, July 18, 1969.

²⁶ *New York Times*, July 29, 1969.

²⁷ FRUS, Document 146.

²⁸ FRUS, Document 151. 国務長官ロジャース (William Rogers) も国連代表部に対して同様のコメントをしている ; FRUS, Document 149.

²⁹ FRUS, Document 147.

の脆弱性により NSSM59 を開始せざるを得なかったわけではないということを示していると言えよう。

また、NSSM59 においてレアードは、CW と BW の区分を明確化させる必要性についても明示的に言及している。例えば、8月4日の国防長官府における会合において、レアードは「CBW という単語を使い続けるのをやめることが重要である」と述べて、多様なプログラムを一緒くたにしてしまうのではなく、CW に関するものと BW に関するものを切り分けて検討するよう指示を出している³⁰。なお、レアードは NSSM59 終盤の 11月18日の NSC 会合においても「CW と BW は一括りにすべきではない。生物戦に反対する者は化学戦にも反対するものだが、後者は抑止にとって必要である。これらは二つの全く異なる問題なのであり、我々は CW と BW が本当のところどのような意味を持つものなのかを明らかにする必要がある」³¹と述べて、両兵器が同一視されるべきではないとの見方を繰り返し強調している。こうした発言からは、従来は特段区別されてこなかった CW と BW の異同を明確化させる必要性を政策決定者自身も認識しており、NSSM59 のレビュー過程においては一貫してその切り分けが重要視されていたことが分かる。従って、NSDM35 は「CBW」軍縮措置として単純化して捉えるべきではなく、CW と BW の区分がその本旨として据えられていたと言えるだろう。

3.2 : BW の余剰性と CW の補完性

以上見たように、NSSM59 はあくまで軍事的有用性の点から、CW と BW を区分しそれぞれについての再検討を行うことに主眼が置かれていた。尤も、7月の段階でレアードが CBW の抑止能力の必要性を訴えていたように、NSSM59 開始後の段階では政策決定者たちの間で必ずしも CW ないし BW の軍縮に意見が傾いていたというわけではなかった。こうした認識が変わり始めるのは、8月以降、NSSM59 のレビュー過程で CW・BW それぞれの軍事的有用性が核抑止との補完性という観点から洗い直されていくことがきっかけであったと言える。

8月になると、レアードの下に NSSM59 の指示に基づいた報告書が大統領直属科学諮問委員会 (President's Science Advisory Committee)、JCS、および国防総省内のシステム分析局から上がってきているが、NSC スタッフのハルペリン (Morton Halperin) からキッシンジャーへの 8月28日付の書簡によると、この時点ではレアードは CW、BW それぞれの規制について自らの立場を明確にはしていなかったとされる³²。しかしながら、同書簡では既に CW と BW が核兵器との関係で異なる兵器であるとの見方が示唆されている点、注目に値する。すなわち、ハルペリンは CW については「致死性 CW は必要というコンセンサスがある」と述べており、その根拠として「敵国による CW 使用への抑止」とともに、「CW 報復の際に戦術核を使わずに済む」ことを指摘している。つまり、CW は核の応酬へのエスカレーションを防いでくれるという点で、核抑止を補完する存在としての独自の有用性があるという認識が見て取れるのである。

ここで興味深いのは、BW との対比である。致死性 BW は必要か？という点についてハルペリンは、「問題は、BW 能力が、BW 攻撃への「核兵器による抑止」に意味のあるプラスアルファをもたらしてくれるのかどうかである」と指摘している。すなわち、BW の規制にあたっては、(CW のように)核兵器という対抗手段を何かしら補完してくれるものなのかどうか重要である、と当事者も認識していたことがわかる。こうした言説は、核抑止への付加価値という基準を軸にして、CW と BW が有

³⁰ FRUS, Document 142.

³¹ FRUS, Document 161.

³² "Memorandum for Dr. Kissinger," August 28, 1969, "Chemical, Biological Warfare (1)" Folder, Box 310, National Security Council Files, Subject Files, NL.

用性の異なる兵器として位置づけられつつあることを示していると言えよう。なお、ハルペリンによるとこの時点でJCSは、「致死性BWは核抑止と共存可能である」との立場からBW保有継続を主張している。すなわち、規制への賛否にかかわらず、やはり核抑止との関係性が政策レビューの過程においてひとつの焦点になっているということがわかる。

その後、10月30日のNSC会合に向けてNSCスタッフによってまとめられたNSSM59の中間報告書においても、やはり核抑止との関係性においてCW、BWの有用性が検討されている³³。まず、BWについて同報告書ではその戦略的使用、とりわけ核の応酬というシナリオにおける有用性に焦点が当てられている。そのうえで、「致死性BWは概して戦略的であり、かつ対人に特化した兵器である」こと、及び「核の応酬という状況においては、おそらく余剰な兵器となる」ことが指摘されており、ハルペリンの書簡より踏み込んだ形でBWが核抑止にもたらす付加価値に疑義が呈されている。

その一方で、CWについては、欧州において通常兵器レベルからCWレベルまでの“middle option”としての有用性が認められる、としている。すなわち、核兵器レベルに満たない状況においてCWに独自の価値が見出されており、戦略兵器であるがゆえに「余剰」であるとされたBWとは対照的に位置づけられていることがわかる。

同様に、「CWの報復能力を維持すべきか、研究開発能力のみに制限すべきか」という点をめぐっても、やはり核抑止に対する補完性が議論の軸になっている。具体的には、報復能力の維持を支持する立場の根拠として「CW攻撃への報復には（低次の紛争における通常兵器の拡張や、高次の紛争における核兵器オプションと比較して）致死性CWが求められる」ことが、研究開発能力のみに制限すべきとする立場の根拠としては逆に「CW使用の抑止には核兵器で十分であり、核の抑止の信頼性は実際のCW能力がない方が高まる」ことが挙げられている。

このように核抑止との兼ね合いのなかで議論が進められた結果、CWについては報復能力の維持という論調が強まっていくこととなった。この点は、10月30日のNSC会合直前に用意されたキッシンジャーに対する論点整理の覚書においても、CW攻撃への抑止ないしはそれへの報復について「CW能力がなければ、核兵器に頼ることになってしまう」と指摘されていることから窺われる³⁴。核抑止を補完する兵器として有用であるとの判断に基づいて、CWの保有継続という方針が固められているのである。

以上見たように、NSSM59においてはCW・BW両兵器の核抑止との関係性がひとつの焦点になっていた。そして、BWについてはその有用性が戦略レベルに見出されていたために、「核抑止にとって余剰な兵器」であるとの見方が強くなる一方で、CWについては通常兵器と核兵器の間を埋める中間レベルのオプションとして「核抑止を補完する兵器」との評価が強まっていたと言える。

3.3 : NSC会合とCW・BWへの評価

以下では、NSSM59における主要な検討会議となった10月30日のNSC会合、及び11月10日に提出されたNSSM59の最終成果報告書について検討し、それらが最終的に11月18日のNSC会合を経てNSDM35につながる経緯を見ていく。具体的には、前項で指摘したような核兵器との関係性に基づいた有用性についてのCW・BWに対する評価が、キッシンジャーを中心とした政策決定者の間で共有されていったことが示される。

³³ FRUS, Document 152.

³⁴ “Analytical Summary Prepared by the National Security Council Staff,” No date, “Review Group Meeting- NSSM59 CW and BW” Folder, Box H-40, National Security Council Institutional (“H”) Files, Meeting Files (1969-1974), NL.

10月30日に開催されたNSC会合では、キッシンジャーが座長となって11月半ばのNSSM59最後のNSC会合に向けての主要な調整が行われた³⁵。ここでは特にBWについて、キッシンジャーら政策決定者の間で「BWは戦略的兵器として核兵器と重複しており、それゆえにBWは不要である」との認識が示唆されていることが重要である。

例えば、キッシンジャーはBWの先制使用が必要とされる状況が非常に限定的なのではないかと述べつつ、仮に敵国から先制使用された場合であっても、米国にとってBWが最適な報復手段とは言えないのではないかとしている。この点について国務省政治軍事局次長のスパイアーズもまた、「BWの先制使用の状況を考えることは出来る」としてBWに一定の有用性を認めつつも、それは「ほとんど戦略レベルの兵器としての使用になる」がゆえに「そのような状況では、しかしながら、我々は核兵器も使用するだろう」と述べている。国務省自体は従前よりBW規制に前向きであったが、ここではBWそれ自体の有用性の低さをあげつらうよりも、核兵器との重複を問題視することによってBW不要との立場を示しているのである。議論を受けてキッシンジャーは、「核兵器が使われるのであれば、なぜBWが必要なのか」と述べて、核兵器との重複という観点からBW保有継続の立場に疑義を呈している。

一方、こうした会議の趨勢に対してJCSのヴァノイ（Frank Vannoy）海軍少将は、柔軟反応のための能力を開発することの重要性について言及しつつ、「もし厳格な核軍備管理の合意が締結されれば、米国とは比較にならないほど強大なソ連のBW能力に我々は直面することになるだろう」と述べている。すなわち、BWが戦略レベルの兵器であったとしても、米ソ間での合意により核兵器能力に制限が掛けられることになった場合に備えてBWを保持しておくべきであるとして、やはり「核抑止を補完しうる」との論理からBWの保有継続を訴えているのである。

このように、BWについては、NSC会合を通じてその戦略兵器としての位置づけが核兵器と重複している点が問題視されるようになった。BW自体の有用性については、前述の国務省やJCSのほか合衆国情報局も理解を示しているものの、規制に反対するJCSも「いかにBWが核抑止に対する付加価値をもたらすか」という観点を強調せざるを得なくなっており、本稿の主張する「核抑止との連関」が政策決定におけるフォーカルポイントとなってきていることを示していると言えよう。

NSC会合での議論を経て、11月10日にはNSSM59の最終成果報告書が提出されている³⁶。報告書ではNSSMの通例に則って、各論点における賛成意見と反対意見のみが列挙され、各意見の支持者や報告書として特定の立場を推す提言などは含まれていないものの、そこからはやはりレビュー過程を通じてBW・CWそれぞれについての政策方針が、核抑止との関係性を軸に検討されていたということが読み取れる。

まず、BWについては、BWの保有を継続すべきかどうかという点について、賛成意見としては「戦略的オプションとして保有継続すべきである」こと、反対意見としては「戦略的使用に対する抑止としては必要とは思われない」ことが根拠として挙げられている。こうした論点は10月30日の会合を踏襲したものであり、核抑止との関係性がポイントであることが改めて確認できる。

また、CWにおいても同様に、CWによる報復能力を維持すべきかどうかという点について、賛成意見の論拠としては「CW攻撃に対してCWで反撃するというオプションがなくなってしまう」こと、及び「敵の能力によっては、「通常兵器での報復だと不適當だが、核兵器だとエスカレーションしすぎてしまう」というような状況も起こり得る」ことが挙げられている。一方、反対意見としては、「致死

³⁵ FRUS, Document 155.

³⁶ FRUS, Document 156.

性 CW による攻撃は核兵器で十分に抑止できる」と述べられている。すなわち、BW と同様、核抑止との補完性が賛否におけるひとつの焦点となっており、CW の抑止力が「核未満」として独自の有用性を持つのか、核抑止で十分カバーできるがゆえに「余剰」なのか、という点が判断基準となっていることがわかる。

10月30日の会合とNSSM59の最終報告書を踏まえ、キッシンジャーは11月17日、翌日のNSSM59最後のNSC会合に向けて、ニクソンに「政策決定に際しての覚書」を送付している³⁷。ここでは、NSSM59における検討概要に加えてそれぞれの論点についてのキッシンジャー自身の具体的な提言が付されている。第一に、BW政策については、①致死性剤を含む完全なBW能力の維持、②非致死性BW能力のみの維持、③攻撃用・防御用の研究開発の維持、④防御用の研究開発のみの維持、という四つの政策選択において、「技術的奇襲³⁸に備えるだけの攻撃用の研究開発を許容したうえで④」を進言している。その根拠としては、やはり「致死性BWの戦略的使用に対する抑止は、我々の核抑止が提供してくれる」と述べられており、BWの有用性は核抑止によって賄うことが可能である以上、保有継続する必要性は低いとの政策判断がなされていることがわかる。

次に、CW政策については、①抑止ないしは報復のために貯蔵CWを維持すべき、②研究開発のみに制限すべき、という二つの政策選択において、①を進言している。その根拠は、CW攻撃への抑止としてCWは必要であり、「通常兵器による反撃（おそらく不適當）と核兵器による反撃の中間の報復オプションとして」維持すべきであるというものである。すなわち、戦術兵器として核抑止がそぐわない戦局・対立状況におけるCWの有用性が評価されていると言えよう。

このように、NSSM59を取りまとめたキッシンジャーは、最終的に「核抑止との補完性」という軍事的有用性の観点からBWの廃棄とCWの維持をニクソンに進言している。また、キッシンジャーによる覚書ではNSSM59の最終報告書を含むこれまでの検討内容は「追加の背景情報」として別添扱いとされており、「読む必要があるのは（本覚書で整理した）議論点と政策決定に関するイシューのみである」との但し書きが付されている³⁹。NSDM35の内容が結果としてこのキッシンジャーの進言内容と合致していることと合わせると、ニクソンによる最終決断にキッシンジャーの助言が及ぼした影響は小さくないものと考えられる。

11月18日のNSC会合では、ニクソンが座長となって政策決定のための最後の議論が行われた⁴⁰。会議では、JCS議長のホイーラーがCW・BWそれぞれについて保有継続を訴えているものの、両兵器に対する出席者の反応は対照的である。CWについてホイーラーは「CWの主な用途は抑止にあるが、ソ連のCW能力は我々よりも大規模である」ことを強調したうえで、「核の応酬よりも小規模な戦闘」における有用性をCWの具体的な用途として挙げている。これに対してキッシンジャーは、「致死性CWを戦略的な攻撃に用いることは考えにくい。核兵器の方がより費用対効果が高いだろう。我々は従って、CWは戦術目的に使うべきである」と述べており、戦略兵器としてのCWは核兵器に劣るため余剰であるものの、戦術レベルにおいて有用性が認められるとの立場を明確にしている。

一方、BWについて、ホイーラーは同様に「BWの主要な価値は抑止にある。抑止が失敗した場合に、我々は一定程度の報復能力を持つことになる…我々の貯蔵BWはトン単位ではなくポンド単位に過ぎない。一方、我々はソ連がBWに関心を持っていることは分かっているが、何を貯蔵しているの

³⁷ “Memorandum for the President,” November 17, 1969, “NSC Meeting (1)” Folder, Box H-025, National Security Council Institutional (“H”) Files, Meeting Files (1969-1974), NL.

³⁸ 自国が防御不能な新兵器を敵国が開発する事態のこと。

³⁹ “Memorandum for the President,” November 17, 1969, “NSC Meeting (1)” Folder, Box H-025, National Security Council Institutional (“H”) Files, Meeting Files (1969-1974), NL.

⁴⁰ FRUS, Document 161.

かがわかっていない… (BW を放棄した場合、) 敵の BW 攻撃に対して米国は核兵器か通常兵器による大量報復を行わなければならないが、核による反撃はエスカレーションのリスクを孕んでいる…」として、やはり核抑止との補完性に引きつけてその保有継続を擁護している。が、これに対して会合に参加した政策決定者たちは、(1)BW 攻撃は核兵器によって抑止可能であり、(2)非致死性 BW の先制使用については軍事的に有用な状況も想定できるとはいえ、そのような使用はエスカレーションのリスクが高い、との認識を示してこれに疑義を呈している⁴¹。すなわち、BW そのものは有用性が認められたとしても、同じ戦略兵器である核兵器の存在がある以上、保有継続を積極的に認める必要性は薄いという判断がなされていると言える。

3.4 : NSDM35 の発布

NSC 会合を踏まえて、ニクソンは 1 週間後の 11 月 25 日、NSSM59 の検討結果として NSDM35 を発布し、BW の全面廃棄と CW の先制不使用の方針を自主的に宣言するに至った。同日朝のキッシンジャーによる議会・メディアへのブリーフィングからは、この最終決断が核抑止との連関という論理に基づいていたことが確認できる⁴²。まず、CW と BW の切り分けという観点については、BW と CW はその性質・効果ともに大きく異なる兵器であるため、これまでのように一括りにせず区別すべきであるとの結論に至ったことが冒頭で明言されている。そのうえで、BW については、「敵国からの BW 攻撃を抑止し、我が国に (核兵器に加えて) もうひとつの戦略オプションをもたらさう」ものの「核がある場合には BW は抑止のためには不要である」として、戦略兵器としての核兵器との重複が BW 不要論の根拠として据えられている。また、CW については、「核能力があれば CW による抑止は不要、との意見もあった」ものの、「CW 攻撃の抑止のために必要であり」「CW なしでは、我々は核兵器、ないしは敵国から見た我が国の CW 能力に関する不確実性に頼らざるを得なくなる」こと、そして「この種の報復能力は、通常兵器と核兵器による反応の中間オプションを提供してくれる」ことが政策レビューの検討結果として報告されている。本稿の論じてきたように、BW と CW は核抑止との関係性によって切り分けられ、前者は余剰な兵器、後者は核抑止を補完する兵器として位置づけられた結果として、NSDM35 の発布に至ったということが言えるだろう。

なお、記者団との質疑でキッシンジャーは、同時期の SALT (Strategic Arms Limitation Talks : 戦略兵器制限交渉)・ABM (Anti-Ballistic Missile : 弾道弾迎撃ミサイル) 交渉と NSDM35 との関係性についても言及している⁴³。ここでは特に、核軍縮を進めるなかで同等の戦略兵器である BW を廃棄してしまうことについて、政策決定者たちがどのように捉えていたのかという観点が本稿の議論においては重要である。キッシンジャーによると、NSSM59 実施のタイミング自体は SALT とは「無関係であり、NSC における通常のプロセスに則って検討を行ったもの」であった⁴⁴。一方で、BW という代替的な報復手段を失うことによる ABM 問題への影響について質問を受けたキッシンジャーは、「確かに我々はひとつの報復手段を手放そうとしている」として、BW が核と同等の戦略レベルの報復手段であることを認めつつ、BW による軍事的効果は発現に時間がかかるうえにコントロールが難しいため、抑止兵器としては後れをとることから廃棄を決断したとして、あくまで NSDM35 による

⁴¹ Frank (1974), pp.123-124.

⁴² “HAK Talking Points: Briefings for Congressional Leadership and Press,” November 25, 1969, “Chemical, Biological Warfare (1)” Folder, Box 310, National Security Council Files, Subject Files, NL.

⁴³ “Background Briefing (Chemical and Biological Warfare),” November 25, 1969, “Chemical, Biological Warfare (2)” Folder, Box 310, National Security Council Files, Subject Files, NL.

⁴⁴ ただし、Frank (1974) は NSSM59 の開始について、「ABM 交渉で議会からの支持をとりつけるために、CBW 問題では議会からの非難に応じてレアードが政策レビューを指示した」という側面を指摘しており、キッシンジャーの発言からは核軍縮交渉と関連づけた議論そのものを回避しようとする意図も読み取れる; Frank (1974), pp.106-107.

抑止体制への影響はないとの姿勢を見せている。こうした見解は、10月30日のNSC会合においてヴァノイ海軍少将が訴えた懸念（BW廃棄に加えて厳格な核軍縮合意がなされると危険である）に対するひとつの答えとして、示唆深いものと言えよう。11月18日のNSC会合における「BW攻撃は核兵器によって抑止可能」との結論と合わせると、BW廃棄に加えて核軍縮を進めたとしても、依然として残りの核戦力によって戦略的抑止力を確保できるという判断が働いていた可能性が高いものと考えられる。

4. おわりに

本稿では、NSDM35においてCWの先制不使用とBWの全面廃棄が決断されたのはなぜか、という問いを掲げ、それに対して核兵器という補助線を引くことによって説明を試みた。従来の研究が指摘してきたような「ヴェトナム戦争の影響」という大局的な文脈のみでは、NSSM59が開始されたきっかけ自体は理解できても、なぜヴェトナム戦争で非難を浴びたCWが先制不使用の確認にとどまり、対照的にBWが全面廃棄となったのか、といった点については説明することが出来ない。本稿はこうした先行研究の穴を埋めるべく、CBW軍縮と核抑止との連関に着目して、以下のような主張を提示した。すなわち、CWは核抑止を補完する「核未満」のオプションとして有用性が認められたために保有が維持された半面、BWは核と同等の戦略レベルの兵器として認識されていたがゆえに「余剰」な兵器として廃棄されるに至ったのである。

本稿の主要な貢献は、軍縮・不拡散研究においてWMDどうしの関係性を分析するという視点を示した点にある。従来の研究では、軍縮にせよ、拡散にせよ、「核兵器」と「核兵器以外のWMD(CBW)」という区分が設けられ、それぞれが別個に分析される傾向にあった。結果として、核兵器とCBWに共通する要因（外的脅威や国際規範）が指摘されることはあっても、実際の政治過程において兵器どうしがどのように結びつけられているのか、という観点は見過ごされがちであった。同じことはCWとBWの関係性についても言えるだろう。CWとBWが「CBW」という形で一括りに類型化される傾向にあったため、先行研究において両兵器の異同や相互作用などが体系的に分析されることは殆どなかったのである。

また、本稿が提示した新たな視点は、WMDの拡散研究において増加しつつある定量的手法を用いた研究群にも重要な貢献をなす。近年の計量研究の知見は「貧者の核兵器としてのCBW」という従来の支配的見解を追認する実証結果を得ているが⁴⁵、こうしたマクロ的な傾向だけでは「政策当事者たちが本当にそのような認識に基づいて判断していたのかどうか」という点まではわからない。これに対して本稿は、ミクロ的な視点から政策決定過程を掘り起こすことでこれら先行研究の欠落を埋めただけでなく、政策決定者が核兵器との関係性においてCWとBWを全く異なるものとして認識していたことを実証的に明らかにした。すなわち、先行研究が依拠してきた「貧者の核兵器としてのCBW」という単純なメタファーではCW・BWと核兵器の関係性は理解できないことを示した。本稿の分析は単一事例に過ぎないものの、WMD問題はそもそも事例数が限られていることから、その結論がもたらすインパクトは小さくないものと思われる。とりわけ、米国のようなWMD主要保有国の重要事例において、先行研究の共通見解とは異なる論理が見出されたことの意義は大きい。

さらに、本稿の議論は政策面でもインプリケーションを有する。例えば、CWやBWの軍縮はそれ

⁴⁵ Horowitz and Narang (2014).

単体のみで評価した場合には喜ばしいことかもしれない。しかし、本稿がニクソン政権の政策決定過程でみたように、そうした措置はあくまで核抑止という前提の下で成り立っているのかもしれない、さらに言えば、かえって核抑止への依存度を高め、核軍縮を困難にしている可能性も考えられる。同様に、WMDの拡散問題についても、核不拡散措置を押し進めることが、核兵器の入手可能性を狭めることで、同じ戦略兵器としてのBWの拡散につながっているということも考えられる。このように、WMDをめぐる政治力学が兵器どうし互いに不可分に結びついている場合には、本稿が示したような兵器横断的な視点で事象を観察しない限り、偏った解釈に陥りかねないのである。

最後に、今後の研究の方向性について触れておきたい。第一に、本稿ではニクソン政権の決定をあくまでNSSM59の検討過程に絞って見てきたため、同時期のSALT・ABM交渉との連関については部分的にしか考察していない。しかし、ニクソン政権期におけるWMDどうしの関係性をより包括的に検討するためには、これらの核軍縮交渉との関係性についても分析射程に入れていくことが必要となるだろう。この点、10月30日のNSC会合におけるヴァノイ海軍少将の「厳格な核軍備管理条約の締結が、BW脅威を増大させる」との見解は示唆的である。NSDM35によるBW軍縮が、SALT・ABM交渉に影響を及ぼした可能性を暗示しているからである。従って、本稿の採ったアプローチとは逆に、「核軍縮交渉をめぐる政策決定過程においてCW・BWがどのように扱われていたのか」を実証的に明らかにしていくこともまた、こうした問題についての理解を深めるうえで重要であると考えられる。

第二に、本稿のように特定の政策決定過程や事例に焦点を当てるのではなく、政策決定者のWMD観、ないしは核兵器・CBWに対する捉え方を、兵器横断的な視点によって辿っていくという方向性である。とりわけ、既存の研究では、それぞれの兵器の規範的・道徳的地位やタブー化の経緯については優れた論考が多い反面⁴⁶、軍事的な側面において核兵器・CW・BWが互いにどのように位置づけられていたのかという外交当事者の認識については、実証面での大きな空白となっている。たとえば、NSDM35において決定的な影響力を持ったキッシンジャーは自身の核兵器に対する考え方を数々の著作で披歴しているが⁴⁷、そのCW・BW観がどういったものであったのか、そしてWMDどうしの関係性をどのように理解していたのか、といった点は殆ど明らかになっていない。本稿は個別事例においてその一端を解明したものであるが、核軍縮交渉やヴェトナム戦争、対中外交、中東問題等を通じてキッシンジャーのWMDをめぐる軍事面での捉え方がどのように変化していったのかを辿ることは、実際の個々の政策を分析するうえでも意義深いであろう。この点については、今後の課題としたい。

⁴⁶ Nina Tannenwald, *The Nuclear Taboo: the United States and the Non-Use of Nuclear Weapons* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2007); Richard Price, *The Chemical Weapons Taboo* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1997).

⁴⁷ たとえば、Henry Kissinger, *Nuclear Weapons and Foreign Policy* (New York: Harper and Row, 1957).